

第1部 問題提起1

法人課税改革の在り方—ネット減税か税収中立か

株式会社日本総合研究所 上席主任研究員 西沢 和彦

日本総研の西沢でございます。とかく法人税改革をはじめ税制改革は難しいものでありますので、私からは、本日の議論の見通しをよくするため、約20分間、現状の整理と問題提起をさせていただきたいと思っております。

〔政府、法人実効税率を20%台へ数年で引き下げ〕

現在の政府案には幾つか特徴があります。一つは、目標が20%台と、非常に幅が広いということであります。もう一つは、財源の有力候補として考えられていますのが外形標準課税の拡大、受取配当金の益金不算入拡大、繰越欠損金制度の見直しといったように、少なくとも当面は法人課税の枠組みのなかでの議論にとどまっているということです。

さらに、初年度の財源については、このような見通しが立って候補が挙がっていますが、それ以降については、租税特別措置の見直しのほかはほぼ白紙状態である—このような現状になっております。

**日本総研**
The Japan Research Institute, Limited

日本総研シンポジウム
税制抜本改革を考える
～法人実効税率引き下げを起点とする
歳出・歳入一体改革～

「法人課税改革のあり方
—ネット減税か税収中立か—」

2014年11月13日

株式会社日本総合研究所
調査部 上席主任研究員
西沢 和彦

**次世代の国づくり**

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. p.11

政府、法人実効税率を20%台へ数年で引き下げ

- わが国の立地競争力強化等の一環として、来年度を初年度とし、**数年で法人実効税率を現行35.64%から20%台まで引き下げ**
- 財源については、**アベノミクスの効果を含め、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保**

「経済財政運営と改革の基本方針2014」(6月24日)

■ 課税ベースの拡大等の候補

	2015年度	2017年度～	
外形標準課税の拡大	7,500 億円		
受取配当の益金不算入拡大	1,000 億円		
繰越欠損金制度の見直し	3,000 億円		
減価償却制度見直し			○
中小企業課税見直し			?
安倍政権下で創設・拡充された租税特別措置(アベノミクス税制)廃止			○ →

(資料)報道をもとに作成

(注)金額は概算。10月8日に財務省が与党税制協議会に提示した工程表案。

次世代の国づくり

〔わが国法人実効税率は先進諸外国比約10%高い〕

法人実効税率の引き下げ自体は、先進諸外国、アジア諸国と整合的な流れとなっております。わが国の法人実効税率を先進諸外国と比較しますと、アメリカに次ぐ高水準です。わが国は、OECD加盟国平均25.2%より約10ポイント高く、さらに、アジアの国々と比較しますと、わが国の高さが際立ちます。

〔先進諸外国ほぼ一貫して法人実効税率引き下げ〕

先進諸外国では、近年、ずっと法人実効税率を引き下げてきておりまして、例えばドイツやスウェーデンでは、90年代以降、ご案内の通り、抜本的な税制改革の一環としまして税率を大幅に引き下げてきています。そこでは、課税ベースの見直しのみならず、消費税の増税も行われているということです。

〔わが国歳入139.5兆円、うち法人課税17.4兆円〕

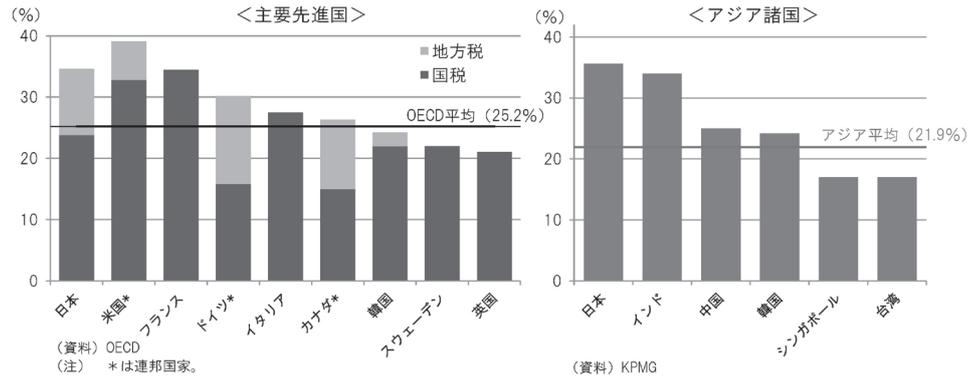
4ページ目のこの図表は、社会保険料も含め、わが国の歳入——税と限定的に言わず、あえて歳入と申し上げますが、歳入体系をあらわしたものです。国、地方、社会保障基金の政府部門ごとに、どのような税目で歳入を得ているのかを示しております。社会保障基金とはなじみにくいのですが、具体的には国の年金特別会計ですとか市町村の国民健康保険特別会計、あるいは企業の健康保険組合、協会けんぽなどを指しております。これを包括的に捉えまして、社会保障基金として、一つの政府部門としているわけです。

わが国の歳入全体は139.5兆円あります。そのうち、国は個人所得課税14兆円、法人課税12.1兆円、消

わが国法人実効税率は先進諸外国比約10%高く

- わが国の35.64%は、OECD平均25.2%より約10%高い。地方税の高さに特徴
- 近隣アジア諸国と比較するとその高さはさらに顕著

(図表) 法人実効税率の国際比較(2014年)

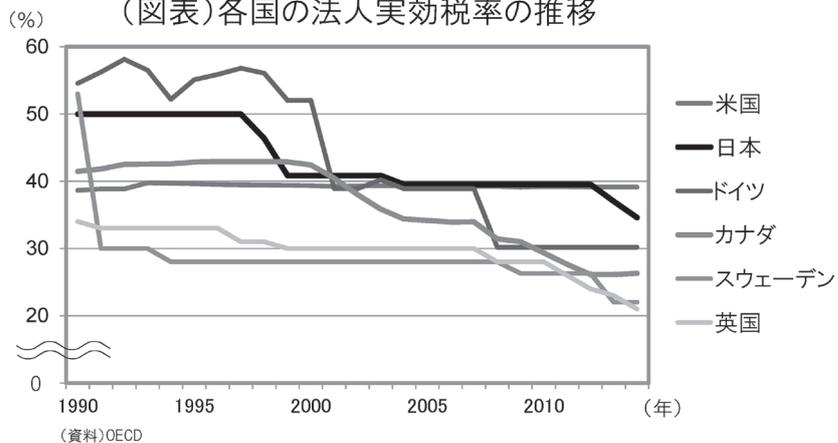


次世代の国づくり

先進諸外国ほぼ一貫して法人実効税率引き下げ

- ドイツやスウェーデンは、90年代以降、抜本的な税制改革の一環として法人税率を大幅に引き下げ。課税ベース見直しや消費増税も実施。

(図表) 各国の法人実効税率の推移



次世代の国づくり

わが国歳入139.5兆円、うち法人課税17.4兆円

- 法人課税は、社会保険料を含むわが国歳入体系の1つのパーツに過ぎず
- 法人減税・他の税目増税という歳入体系全体での税収中立の議論みえず

(図表)わが国の歳入体系(2012年度)

(単位:兆円)

	国	地方	社会保障基金	計
個人所得課税	14.0	11.9		26.0
法人課税	12.1	5.3		17.4
社会保険料			58.0	58.0
うち被保険者			31.7	31.7
うち事業主			26.3	26.3
消費課税	18.2	6.7		24.9
うち一般消費課税	10.4	2.6		12.9
うち個別消費課税	8.0	4.2		12.2
資産課税	2.6	10.5		13.1
計	47.0	34.5	58.0	139.5

(資料)財務省「平成24年度 租税及び印紙収入決算額調」、総務省「平成24年度 地方税に関する参考計数資料」、
内閣府「平成24年度 国民経済計算」をもとに日本総合研究所作成

(注)社会保険料の被保険者負担には、個人事業主の負担分も含む。

次世代の国づくり

費課税18.2兆円——ここは消費税が含まれます、資産課税2.6兆円、計47兆円。地方は個人所得課税11.9兆円、法人課税が5.3兆円。先ほど見ていただきましたが、この法人課税5.3兆円の内訳は、いわゆる地方法人2税、具体的には法人住民税3兆円と法人事業税2.4兆円であり、この法人事業税2.4兆円のうち、約6,500億円が外形標準課税となっているわけです。そのほか、消費課税、固定資産税を中心とした資産課税、計34.5兆円があり、社会保障基金では58兆円が社会保険料として支払われており、いってみますと、社会保険料は、今や、わが国最大の租税となっています。

現在、国と地方を合わせた法人課税17.4兆円を減らさないままでの、すなわち、法人課税という枠組みのなかでの実効税率引き下げの議論が行われているわけですが、そうした窮屈な議論となっているのは、企業優遇・家計冷遇という批判を恐れた、消費税との関連を想起させないような意図が働いているのかと推測します。しかし、それではいつまでたっても国民の税に対する理解が深まりません。本来は消費税との関連も恐れぬ包括的な議論が必要であるかと思えます。すなわち、このマトリックス全体を使った歳入体系の議論をすべきというのが、私どもの問題提起の一つであります。

〔歳入に占める社会保険料、わが国一貫し上昇〕

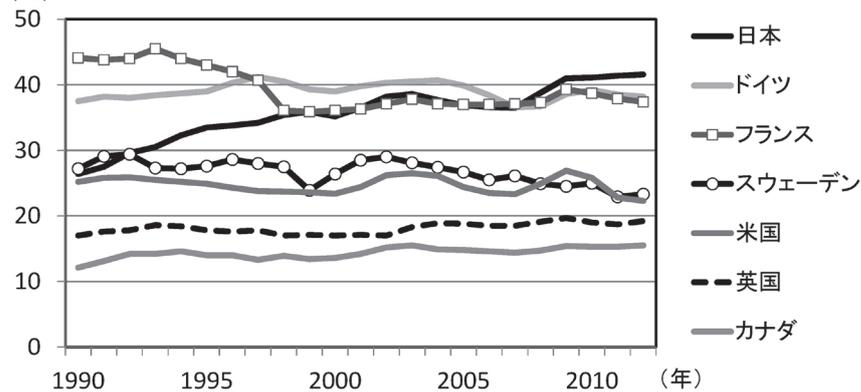
そして、歳入体系の話をするときに、やはり社会保険料の話は避けて通れないといったことを強調しておきたいと思えますし、これは、外形標準課税を考えるうえでとりわけ重要であると考えております。

資料の5ページのグラフは、歳入全体に占めます社会保険料のウエートを時系列で見たものですが、

歳入に占める社会保険料、わが国一貫し上昇

- わが国、1990年の26.4%から2012年は41.6%に。税のみならず社会保険料をあわせてみる必要
- 社会保険料の事業主負担は、商品価格が賃金への転嫁。輸出競争力に影響、かつ、賃金抑制的

(図表) 歳入に占める社会保険料の割合



(資料) OECD 'Revenue Statistics' より日本総研研究所作成

次世代の国づくり

ごらんのとおり、わが国だけは、かつて全体の約4分の1だったものが、今は40%強までウエートが上がってきています。ほかの国を見ますと、低水準で横ばいであったり、かつては高水準でも緩やかに下がってきたりしておりますし、とくにフランスに関しては90年代前半に明らかにウエートを落としています。これは政策的なものでして、社会保険料といいますのは、主に現役の賃金にかかっているため、事業主負担は商品価格への転嫁、賃金への転嫁となりますから、輸出競争力あるいは賃金引き上げや雇用に抑制的に働く、世代の公平性の点でも難があるという問題意識のもと、租税化を図ってきた意図的な結果であります。

わが国でも、これから高齢者人口の増加とともに、ほうっておきますと社会保険料がぐんぐん上がっていくわけでありますから、フランスが意識したような経済的な帰結についても、社会保険料を含めた歳入体系のなかで考えていくことが重要であるかと思えます。

ちなみに、今、厚生労働省では税制改正の議論とは別に健康保険法改正の議論をしていますが、ほうっておきますと社会保険料は上がってきます。私のざっくりとした計算ですと、これから3年間で4兆円ぐらい上がります。事業主負担はその約半分の2兆円。今、私たちは一生懸命税制改正の議論をしていますけれども、2兆円といいますと、実効税率4%相当になりますから、それを相殺してしまうのです。ですので、本当は社会保険料と税を一体的にコントロールしていかなければいけないと言えらると思えます。

次に、各論に入ります。外形標準課税が今回の税制改正のキーワードの一つではありますが、難しいで

すね。そこで、レジメを少し離れまして、私どもの参考資料の図表2、3、4、5あたりをちょっとごらんいただくか、あるいは、頭のなかに企業のB/SやP/Lをイメージしていただくとありがたいのですけれど、国の法人税と比較して、法人事業税における外形標準課税がどのような性格かといったことを少し考えたいと思います。

国の法人税は所得にかかる。利益と言いかえれば、利益にかかります。当然、利益の出ている企業にしかかからない。それに対して外形標準課税は、利益を課税ベースとするのではなくて、P/L上の人件費あるいは銀行への支払い利子、地代・家賃などの外形部分プラス利益にかかります。さらに、B/S上の資本金にかかるわけです。

企業は原材料を仕入れ、そこに人件費をかけ、借入金の利子を支払い、工場や事務所の家賃・地代を支払い、商品に仕上げて利益を上乗せして販売しますので、こうしたものは付加価値というふうに言い換えられるわけです。経費は企業に利益が出ようが出まいが発生しますから、外形標準課税は黒字企業、欠損企業ともにかかります。この付加価値と資本金にそれぞれ0.48%、0.2%を掛けたものが外形標準課税で、それぞれ付加価値割、資本割と呼ばれるわけです。

片や、政府が一生懸命下げようとしている法人実効税率は、法人税をはじめとして利益のみにかかる税率の積み上げですから、外形標準課税の拡大、すなわち、付加価値割と資本割の税率を上げて、利益にかかる税の税率を下げれば、定義上法人実効税率は下がるわけです。

〔外形標準課税に指摘されるメリット・デメリット〕

言ってみればそれだけのことであって、森信先生はこれをトリックとおっしゃっていましたが、もっと有体に言いますと、まやかしのようなものであって、ただ、本編の資料6に戻りますと、まやかしとはいえ、課税ベースを利益から付加価値および資本に切り換えるということは、企業行動に影響をもたらしますし、ひいてはわが国経済にも影響をもたらします。ですから、そのメリット、デメリットを深く考察した議論が必要であるわけであって、法人実効税率を引き下げのための単なる財源探しであってはならないというのが私たちの問題提起の二つ目です。

資料6にメリット、デメリットが簡単に整理してあります。

順番にみますと、メリットとしては、まず、企業も地方の行政サービスを受けていますから、応益課税の性格がある。次に、税取が他の法人税目に比べれば安定している。変動の激しい利益だけでなく、主に経費にかかりますから。さらに、税取に地域的な普遍性がある。また、利益を出している企業の税負担が減り、そうでない企業も払いますので、企業の新陳代謝を促す効果がある。こういったメリットが指摘されます。

他方、デメリットとしては、輸出競争力への影響があるということが一つあります。これは、消費税との比較のなかで顕著ですが、外形標準課税の付加価値割も、付加価値割という言葉を出しましたように、やはり付加価値税の一つである消費税と同じグループに入るわけですね。そのとき、外形標準課税の付加価値割と消費税がどう違うのか。

大きな差異の一つは、輸出免税ができるかできないか。すなわち、国境調整ができるか、できないかということだと思えます。外形標準課税の場合、消費税と違いまして、輸出免税の仕組みがありません

外形標準課税に指摘されるメリット・デメリット

■ 単に法人実効税率の定義から外すための外形標準課税の強化ではなく、多様な視点からみた税としての是非を議論の起点に

〈メリット〉

- ✓ 応益課税の性格
- ✓ 税収の安定性
- ✓ 税収の地域的な普遍性
- ✓ 企業の新陳代謝促進

〈デメリット〉

- ✓ 輸出競争力への影響
- ✓ 賃金課税の性格
- ✓ 現行資本金1億円超企業限定、応益課税として一貫せず
- ✓ 税制として複雑 など

次世代の国づくり

から、税金を価格に上乗せして輸出しなければいけない。ということは、その分、輸出競争力がそがれることになる。他方で、消費税であれば、輸出免税の仕組みがあることによって、価格に上乗せしないで輸出することができる。だったら消費税のほうがいいじゃないかという議論があるわけです。

もう一つは、賃金課税の性格があり、フランスの社会保険料の租税化でお話ししたようなデメリットがあります。また、現行、資本金1億円超に限定されていますので、応益課税といわれる割に中小企業は何で負担しなくていいのかという矛盾も抱えています。あるいは、税制としても非常に複雑になっています。

〔外形標準課税の拡大とは（試算）〕

今、法人外形実効税率引き下げに関する議論は、私たちの目に非常に見えにくい。水面下に潜っているといますか、あるいは議論されているのかどうかすら、もはやわからない状況にありますけれども、外形標準課税が企業の税負担にどのような影響を及ぼすのか、私どもの立岡研究員の試算があります。有力視されている政府案では、外形標準課税は引き続き大企業のみ負担するということになっているようです。

その場合、黒字大企業は約1,600億円税負担が減り、欠損大企業は1,600億円税負担が増える。しかし、それでは応益課税という趣旨には合いませんので、では、全企業に課税したらどうか。しかも、法人事業税のうち、利益にかけている部分も外形標準課税にシフトしてしまったらどうか。こうしますと、とりわけ、中小欠損企業の税負担が増えます。より応益課税に近いものになろうかと思えます。この試算

外形標準課税の拡大とは（試算）

- 現在、外形標準課税は、大企業(資本金1億円超)に限定。全企業の約1%。外形標準として、付加価値(約7割が賃金)と資本金等
- 有力視されている案は、大企業限定のままの税率引き上げ
- しかし、応益課税であるならば、本来全ての企業への課税
- 試算—企業の税負担はどうか(税収一定を仮定)

有力案(大企業の外形標準課税の割合を現行の約3割から5割に拡大)

⇒大企業のみ変化。黒字企業▲0.16兆円、欠損企業+0.16兆円

全企業課税ケース(所得課税をすべて外形標準課税で置き換え)

⇒中小企業も含め変化。とりわけ中小欠損企業+0.78兆円

は参考資料のほうにも詳細が出ておりますので、後ほど、ぜひごらんいただきたいと思います。

〔租税特別措置に指摘されるメリット・デメリット〕

次に、租税特別措置です。租特は、2017年度以降の税制改正の軸になってくると思われますが、やはり単なる法人実効税率引き下げの財源探しではなくて、租特のメリット・デメリットを起点とした議論というものがあるほしいわけです。

メリットとしましては、税制を多様な政策措置に利用できる。特定の産業・企業を効率的に支援できる。現金支出を伴わない。デメリットは、この裏返しでもありますが、特定の産業・企業に恩恵が偏る。いったん創設されると既得権益化し、廃止が難しい。税制が複雑になるなどです。

民主党政権のときに「租税特別措置透明化法」というのができまして、すでに2回、結果が出ています。ただ、その2回の結果が十分に踏まえられて議論されている形跡もありませんし、租特透明化法と名が付いているものの、租特は実質的に企業への補助金でありながら、個別の企業名が公表されていないのです。ですので、租特を受けている企業が、その後、どういった投資をして、それによってどのような企業収益の向上があったのか、といったことがなかなか分析しにくいという状況にあります。本来であれば、租特透明化法の趣旨を生かして個別企業にまで踏み込んで、その効果を検証すべきなのですが、そういった議論も行われていないわけです。

租税特別措置に指摘されるメリット・デメリット

■ 租特は、研究開発促進や設備投資活性化などの面で一定の効果が指摘される一方、税制の中立性・公平性などに反するという指摘も

〈メリット〉

- ✓ 税制を多様な政策措置に利用できる
- ✓ 特定の産業・企業を効率的に支援できる
- ✓ 現金支出を伴わない

〈デメリット〉

- ✓ 特定の産業・企業に恩恵が偏る
- ✓ 一旦創設されると既得権益化し、廃止が難しい
- ✓ 税制が複雑になる など

⇒「租特透明化法」を活かし、政策効果を不断に検証する必要

〔租税特別措置整理による税収増効果〕

資料の9ページ目は、今の租特の主なものを示しております。安倍政権下で創設・拡充されたものが6,800億円、中小企業支援が4,800億円、研究開発減税が3,700億円、その他が7,400億円、トータルしますと2兆3,000億円になりますが、このなかには課税のタイミングをずらしているものもありますので、実質的なものを計算しますと1.8兆円になります。

〔法人税率引き下げを起点とし期待される経路〕

最後の問題提起になりますが、法人税率の引き下げと申しますのは、あくまで経済の好循環という最終目標に向けた起点にすぎないのですが、ただ、これをやっただけでは、企業はそれを内部留保としてため込むだけかもしれません。それを賃金や配当や投資に回していくためには、税率を下げただけでは動かないわけでありますから、この企業の法人税率引き下げを起点として、このようなダイナミズム、動的な経路が働くように動かしていかなければいけないわけです。そして、持続的な経済成長があって初めて、ああ、法人実効税率下げたよかったですねという話になります。

〔他政策との連動が不可欠〕

ここを動かしていくためには、これは私どもの年来の主張でもありますがけれども、他の政策が必要であるということです。企業の収益力を強化するためには、コーポレートガバナンスの改革も必要でしょうし、生産性の高い企業に対して労働力を供給していくためには、雇用制度改革も必要でしょうし、こ



租税特別措置整理による税収増効果

■ 租特により約1.8兆円の税収減。主なものは、設備投資減税、研究開発減税、中小企業支援

(図表) 法人税関連租税特別措置による減収額(試算)

項目	減収額(億円)		
	<国>	<地方>	
安倍政権下で創設・拡充されたもの (設備投資減税、所得拡大税制、研究開発減税の上乗せ措置など)	6,800	-	6,800
中小企業支援	3,400	1,400	4,800
研究開発減税(総額型)	3,700	0	3,700
その他	5,100	2,300	7,400
減収総額(単純合計)	1.9兆円	0.4兆円	2.3兆円
実際の減収総額	1.6兆円	0.2兆円	1.8兆円

(資料) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、政府税制調査会資料(2014年4月14日)、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」をもとに日本総合研究所試算

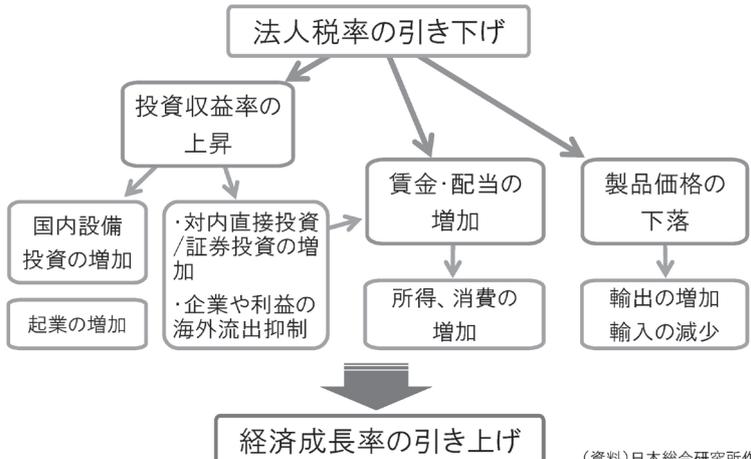
(注1) 実際の減収額は、減収額から特別償却や圧縮記帳、貸倒引当金などの課税繰延措置等による減収額を除いた額。
 (注2) 安倍政権下で創設されたものについては、財務省による減収見込額(国税のみ)。
 (注3) 各項目の内訳等については参考図表を参照。

次世代の国づくり
9
Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. p.09



法人税率引き下げを起点とし期待される経路

■ 法人課税改革は、経済の好循環という最終目標に向けたあくまで「起点」
 ■ 最終目標実現のためには、下記経路がスムーズに流れるよう様々な面での制度改革が必要

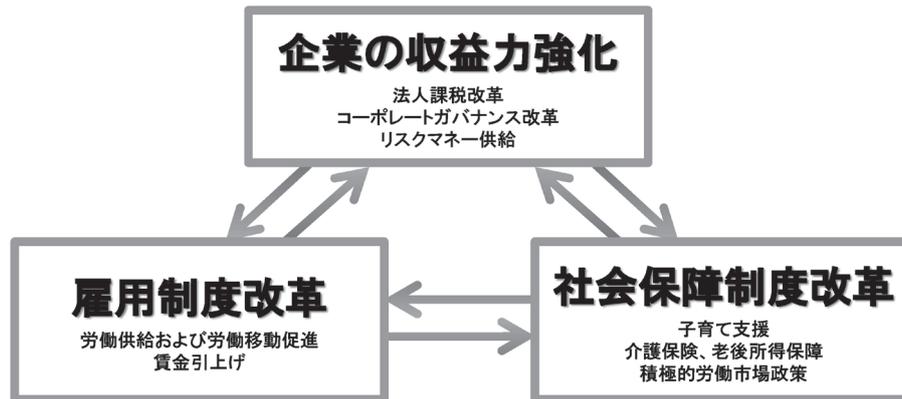


(資料) 日本総合研究所作成

次世代の国づくり
10
Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. p.10

他政策との連動が不可欠

- 法人課税改革は企業の収益力強化の一環。経済の好循環実現のためには、これを、労働供給や移動を促す雇用制度改革、就労を下支えする社会保障制度改革などと連動させることが不可欠



次世代の国づくり

11

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 0011

まとめ

- 法人課税という狭い枠組みの下での税収中立にとらわれず、歳入体系全体の見直しのなかでの議論を
- 外形標準課税強化、租特見直しは、単に税率引き下げの財源目的にとどまらず、それぞれがもたらす企業行動ひいてはわが国経済への影響を十分吟味した議論を
- 最終目標は、活力ある持続的な経済社会実現であるとするれば、法人課税改革はその起点あるいは1つのピース。他の政策との協調があってはじめて目標実現。この点銘記を

次世代の国づくり

12

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 0012

こうした労働供給・労働の移動を促すためには、それを支える社会保障制度改革も必要です。現在、社会保障制度改革については、厚生労働省からはGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の見直ししか聞こえてきませんが、そうではなくて、こうした雇用制度を支えるような社会保障制度改革であり、財政健全化を支える社会保障制度改革が求められているわけです。これが私どもの三つ目の問題提起です。

〔まとめ〕

以上、まとめが資料の12ページ目に書いてあります。木を見て森を見ずではありませんが、森を見て政策を議論し、その森も、10年後、20年後の森を見て議論して欲しいということです。私の話がきょうの議論の理解に少しでもお役に立てばと思っております。私のほうからは以上でございます。ありがとうございました。（拍手）